

令和6年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き 南砺市

申告は令和6年1月31日(水)までをお願いします。
令和2年度より、提出先が変更となっています！
詳しくは裏表紙をご覧ください。

◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆

- 窓口で提出される際は、期限間近になると混雑しますので、余裕をもって提出をお願いします。
- 償却資産申告書には、マイナンバー又は法人番号の記載が必要です。
- 償却資産をお持ちでない場合、転出や廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前年中に資産の増減がない場合も、償却資産申告書は、必ず提出してください。
- 申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただけるラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。
- 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の控えが必要な場合は、必ず返信用封筒を同封してください。
- 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を書き損じた場合・枚数が足りない場合は、以下よりダウンロードできますので、印刷してご利用ください。

【 <https://www.city.nanto.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=20489> 】

または検索サイトで、 と検索してください。

【 も く じ 】

I	償却資産とは	1~2ページ
II	償却資産の申告について	3~8ページ
III	申告書類の作成方法	9~14ページ
IV	償却資産の評価額の計算方法から納税まで	15~17ページ

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます！（詳細は裏表紙）

I 償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税が課されない者が所有するものを含みます。）を言います（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意味>）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31までに、1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（特定付帯設備といいます）
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの番号が「0」「00～09及び000～099」）駐車場機械装置等
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフトなどの大型特殊自動車（ナンバープレートの番号「9」「90～99及び900～999」）及び農耕作業用自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。但し、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラックは除く。
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機等

2 申告する資産とは

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の(1) (2)の要件を満たすものです。

(1)土地および家屋以外の有形固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地および家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までに取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済み資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価額30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第29条または第67条の5により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個または1組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却

3 業種別の主な償却資産

償却資産を業種別に例示すると、次のとおりです。（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、受変電設備(15)、舗装(10または15)、看板(10)、ネオンサイン(3)、太陽光発電設備(17) 等
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(8)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6) 等
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、湯沸かし器(6)、サインポール(3) 等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス機(13)、給排水設備(15) 等
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷凍ストッカー(4)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6または8)、自動販売機(5) 等
製 造 業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス・圧縮機(10または15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、構内舗装(10または15) 等
医（歯）業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、手術機器(5)、消毒殺菌用機器(4)、歯科診療ユニット(7) 等
不動産貸付業 (アパルト)	金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、駐輪場(7)、冷暖房器具(6)、ごみ置き場(7) 等
農 業	ビニールハウス(6または8または14)、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)(7)、乾燥機(7)、保冷库(6)、畦畔(コンクリート製)(17)
ホ テ ル 旅 館 業	ベッド(8)、テレビ(5)、厨房設備(10)、カーテン(3)、冷蔵庫(6)、カラオケ(5)、洗濯設備(6または13)、放送設備(6) 等

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産(詳しくは1ページ、2ページを参照してください。)を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告する義務があります。

○所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

○償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第64条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

★前年中に資産の増加及び減少がない場合は、「種類別明細書」の提出は不要です。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ・課税標準の特例が適用される資産がある場合 …… 固定資産課税標準の特例申請書 ほか
- ・短縮耐用年数を適用された場合 …… 国税局長の承認通知書(写)
- ・増加償却された場合 …… 税務署長への届出書(写)

(3) 番号法に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載欄が追加されました。これにより、マイナンバー(個人番号)を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しをご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や、eLTAX(電子申告)による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し(個人番号付き)」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票(個人番号付き)」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証」「登記事項証明書・員証(代理人が法人の場合)」
代理権限確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

4 企業の電算処理により申告される場合

電算処理により申告される場合は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在南砺市に所有しているすべての資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例を参考に、次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"> 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、所有者コードを必ず転記してください。（資産明細ほか、封筒の宛名下部にも記載されています。） 評価額欄の欄を必ず記載してください。
種類別明細書	<ol style="list-style-type: none"> 次の項目は必ず記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 資産の種類 ・ 資産の名称 ・ 数量 ・ 取得年月 ・ 減価残存率 耐用年数 ・ 価額 ・ 特例率（該当がある場合） ・ 増加事由(1～4) 評価額は ページを参照の上算出してください。 減少した資産について、種類別明細書(減少用)に記載してください。 増加資産や減少資産は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5 提出期限

令和6年1月31日(水)です。

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月19日(金)までにご来庁いただくか、電子申告又は郵送による提出にご協力をお願いいたします。

6 提出先

南砺市役所税務課にご提出ください(ファックスによる提出は受け付けておりません。)

〒939-1692 南砺市荒木1550番地 南砺市役所 1階

◎受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

◎郵送でも提出することができます。

申告書の控え(受付印を押したもの)の返送が必要な場合は、**切手を貼り付けた返信用封筒**を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。



7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び南砺市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

8 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は現年度だけでなく、5年度分までさかのぼって修正することもありますので、ご了承ください。

9 国税資料等の閲覧について

南砺市では地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、南砺市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含めて個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

10 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた特定附帯設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分(次ページの区分表を参照してください。)

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの …… 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格が強いもの

家屋とするもの …………… 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、污水处理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水設備、エアー配管、油配管、照明設備等その他の附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道や污水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業する想定がされない部屋)に設置されている大型コンピュータ冷却用の専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸物件を借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線、配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び南砺市税条例第54条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 家屋と償却資産の区分表
 主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機・交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	監視カメラ(ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産または業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直運搬機等			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	飲食店、ホテル、百貨店、寮、病院、社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切、機械式駐車設備、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

11 課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は『固定資産税(償却資産等)の課税標準の特例申請書』『特例対象資産の明細書』を提出してください。記入方法については、13、14ページをご覧ください。

なお、申請書及び明細書の用紙は、以下よりダウンロードいただくか、南砺市税務課資産税係に備え付けのものをご利用ください。

<https://www.city.nanto.toyama.jp>

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付書類	
	条	項 号			
ガス事業用資産	法第三四九条の三	第2項	最初の5年間 1/3		
			次の5年間 2/3		
農業協同組合等共同利用設備	法附則第十五条	第3項	1/2	補助金等の決定通知書の写し 設備の仕様書の写し	
汚水又は廃液の処理施設		第2項第1号	1/2	特定施設設置(使用、変更)届出書の写し	
ごみ処理施設		第2項第2号	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し	
最終処分場		第2項第3号	2/3		
産業廃棄物処理施設(石綿)		第2項第4号	1/2		
産業廃棄物処理施設		第2項第4号	1/3	環境大臣の認定を受けている場合は、その書類の写し	
下水道除外施設		第2項第5号	3/4	除外施設新設等届出書の写し	
太陽光発電設備		1千kw未満	第25項第1号	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し 発電設備の規模・取得日が分かる書類
		1千kw以上	第25項第2号	3/4	
風力発電設備		20kw以上	第25項第1号	2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
		20kw未満	第25項第2号	3/4	
水力発電設備		5千kw以上	第25項第2号	3/4	
		5千kw未満	第25項第3号	1/2	
地熱発電設備		1千kw未満	第25項第1号	2/3	
		1千kw以上	第25項第3号	1/2	
バイオマス発電設備	1万kw以上 2万kw未満	第25項第1号	2/3		
	1万kw未満	第25項第3号	1/2		
中小事業者等が中小企業経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附帯設備		第45項	1/2 または 1/3 (注1) (注2)	先端設備導入計画に係る認定申請書の写し 先端設備導入計画に係る認定書の写し 工業会等による先端設備等導入計画の確認書の写し 工業会等による先端設備に係る投資計画の確認書の写し 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し (賃上げ表明ありの場合) リース契約書の写し(リース会社が申請を行う場合) 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(リース会社が申請を行う場合)	
農業協同組合等が新規認定就農者に利用させる為に取得した機械及び装置、器具及び備品、構築物、建物附属設備		第37項	2/3	認定新規就業者の認定を受けていることが分かるもの	
一体型滞在快適性等向上事業の用に供する設備		第39項	1/2		
ローカル5Gの設備		第40項	1/2	特定高度情報通信等システム導入計画の認定証の写し	

(注) 「法」… 地方税法

(注1) 平成31年度課税より、先端設備等導入計画の認定後に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備に関する課税標準の特例が適用されることとなりました。

(注2) 従業員への賃上げ方針の表明がある場合、特例率1/3が適用されます。

12 法人税・所得税との比較

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物においては旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 (建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません。 (注1)	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増 加 償 却	認められます。	認められます。(法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)まで
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) (注2)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注3)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする (法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注4)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業者の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります。 (注5)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2または同法第67条の5)

- (注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、**圧縮前の取得価額としてください。**
- (注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、**固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。**
- (注3) 法人は減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税(償却資産)の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税(償却資産)の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注5) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和2年年3月31日までの間30万円未満に減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます。(平成18年4月1日以降は上限300万円まで)。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

III 申告書類の作成方法

1 作成の単位

資産の所在する市町村ごとに、「償却資産申告書」「種類別明細書」の作成が必要です。
○同一事業者が2か所以上の市町村に資産を所有している場合は、それぞれの市町村に申告してください。
○以下は紙による申告書類の記載方法です。

2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書送付先・氏名は必ず記名・押印してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18.備考」欄に「資産増減なし」と記入して提出してください。
種類別明細書	次のいずれかの方法により記入・提出してください。 1 12月に送付する書類の中に「償却資産種類別明細書」が同封されている方 令和6年1月1日現在所有している全ての資産、もしくは令和5年中に増減のあった資産を記入して提出してください。 2 12月に送付する書類の中に「償却資産種類別明細書」が同封されていない方 令和6年1月1日現在所有している全ての資産を記入して提出してください。

※お送りした書類は複写式となっております。2枚目は控え用ですので、大切に保管ください。
※昨年の申告を複写用紙以外で提出された方は、複写用紙をお送りしておりません。独自様式、又は南砺市のホームページより、様式をダウンロードしてご記入ください。
※特例対象資産を所有されている方は、申告書類とともに各届出書をご提出ください。詳細については、7ページをご覧ください。

3 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税または所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額(圧縮前の価額)を記入してください。

また、固定資産税の評価上、事業専有割合等による取得価額の按分は認められていませんので、その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いは、2,8ページの一覧表にてご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数 …… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。

イ 中古見積耐用年数… 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数 …… 法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けた時のその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例(10~13ページ)を参考に申告してください。

償却資産申告書の記入例

1 2 及び太枠で囲まれた項目(3 ~ 15)の内容を記入してください。

令和 6 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 6 年 1 月 20 日 南 砺 市 長 殿
富山県南砺市荒木1550番地 (電話) 0763-23-2033
南 砺 大 郎 (屋号) なんと亭

個人番号又は法人番号 3 飲食業 (5 百万円)
事業種目 4 平成16 年 11 月
事業開始(資本金等の額) 5 南 砺 大 郎 (電話) 0763-23-2033
この申告に 6 南 砺 大 郎 (電話) 0763-23-2033
応答する者の係及び氏名
7 税理士等の氏名 8 税務 大 郎 (電話) 0763-23-2003

8 短縮耐用年数の承認 有
9 増加償却の届出 有
10 非課税該当資産 有
11 課税標準の特例 有
12 特別償却又は圧縮記帳 有
13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
14 青色申告 有・無

個人の方は12桁のマイナンバー、法人の方は13桁の法人番号を記載してください。

該当するものを○で囲んでください。

資産の種類	取得価額	前年中に減少したもの(イ)	前年中に取得したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	償却率	償却額	課税額	備考(添付書類等)
1 構築物	5,000,000	5,000,000							南砺市荒木1550番地
2 機械及び装置	3,000,000								南砺市井波520番地
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品	1,000,000								なんとリーシング株式会社
7 合計	9,000,000	5,000,000							自己所有・借家

令和5年7月1日 南砺市苗島4880番地より住所変更

・廃業した場合
・資産がない場合
・資産の増減がない場合
等の場合も備考欄に記入してください。

種別別明細書の記入例 (増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一

①～⑦について記入してください。

令和 6 年度

種別別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名		1枚のうち												
※		南砺 太郎		1枚												
資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月		(イ) 取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要			
				年号	年月											
2		製麺機	1	4	4	1,000,000	10	0.				1・2 3・4				
2		コンベクションオーブン	1	4	11	2,000,000	5	0.				1・2 3・4				
6		レジスター	1	4	29	250,000	5	0.				1・2 3・4				
6		テーブル・椅子セット	1	5	1	750,000	5	0.				6	R2年度申告漏れ			
6		看板	1	5	5	1,000,000	3	0.				7				
06	※		3													
07																
08																
09																
10																
11																
12																
20																
小計												5	5,000,000			3・4

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【増加事由】
1 = 新品取得
2 = 中古品取得
3 = 移動による受入れ
4 = その他

3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。
国税の申告において圧縮記帳している場合、圧縮前の取得価額を記入してください。

【取得年月】
3 = 昭和
4 = 平成
5 = 令和
(例)平成30年10月取得なら「43010」となります。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1 = 構築物(建物附属設備を含む)
2 = 機械及び装置
3 = 船舶
4 = 航空機
5 = 車両及び運搬具
6 = 工具、器具及び備品

【摘要】
課税標準の特例適用等、特筆すべき事項がある場合に、記載してください。
1月1日に取得した資産については、その旨を記載してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他の他のいずれかに○印を付けてください。

種別別明細書の記入例 (減少資産用)

第二十六号様式別表二

①～⑧ について記入してください。

令和 6 年度

種別別明細書(減少資産用)

所有者コード		所有者名		枚のうち						
※		南砺 太郎		1 枚のうち						
資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少事由及び区分	摘要	
行番号				年号	円	年	年	1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	
01	1	店舗内装	1	4 16 11	5,000,000	15		1・2・3・4	1・2	R5.5月に建物を買取り、自己所有となったため
02								6	7	
03								1・2・3・4	1・2	
04								4		
05								4		
13								1・2・3・4	1・2	
14								1・2・3・4	1・2	
15								1・2・3・4	1・2	
16								1・2・3・4	1・2	
17								1・2・3・4	1・2	
18								1・2・3・4	1・2	
19								1・2・3・4	1・2	
20								1・2・3・4	1・2	
									小計	

【取得年月】
3 = 昭和
4 = 平成
5 = 令和
(例)平成30年10月取得なら「43010」となります。

【取得価額】
当該資産のうち、減失した分の取得価額を記入してください。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1 = 構築物(建物附属設備を含む)
2 = 機械及び装置
3 = 船舶
4 = 航空機
5 = 車両及び運搬具
6 = 工具、器具及び備品

【耐用年数】
法定耐用年数を記入してください。
(残存耐用年数ではありません。)

【増加事由・摘要】
1 = 売却
2 = 減失
3 = 移動
4 = その他
売却・移動の場合は売却先・移転先を、その他の場合は詳細を摘要欄に記入してください。

課税標準の特例申請書の記入例

所有者コード

固定資産（償却資産等）課税標準の特例申請書

南砺市長 あて

【申請日】
申請日は、償却資産申告書の提出日に合わせてください。

令和 6 年 1 月 20 日

申請者	住所 (又は納税通知書送付先)	(〒 939 - 1892) 富山県南砺市城端1046番地
	氏名又は名称 法人の代表者	株式会社 城端重機 (電話 0763 - 62 - 1212)
	資産の所在地	南砺市城端1046番地

【申請者】
申請者の住所・法人名（個人名）を記入してください。

別紙の償却資産

【資産の所在地】
課税標準の特例を受ける資産の所在を記入してください。

- ・該当する資産に「○」を記入してください（同一資産はそれぞれに○印）。
- ・別紙の「課税標準の特例資産一覧」もご記入ください。
- ・該当する法令及び資産が下記にない場合は空欄にご記入ください。

該当に○印	関係法令（地方税法）	適用対象
	法第349条の3第2項	ガス事業用資産
	法第349条の3第3項	農業協同組合等の共同利用設備
	附則第15条第2項4号	公共の危害防止施設等
	附則第15条第25項	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）
○	地方税法附則第15条第45項 (旧附則第6条)	中小企業等経営強化法に基づく先端設備等

【摘要される法令】
課税標準の特例を受ける資産が、どの法令に関係するか、該当する欄に「○」を記入してください。

備考

※「特例対象となる資産」

該当するものが記載されていない場合は、余白に関係法令等を記入してください。

※「償却資産申告書」は、別途提出してください（当該特例資産についても、申告書に再度記入）。

課税標準の特例申請書（明細）の記入例

①～⑦ について記入してください。

課税標準の特例資産一覧 (個人・法人名) 株式会社 城端重機 ①

関係法令	資産種類	品名又は型式	数量	取得年月		取得価格(円)	耐用年数	※適用年度	※特例率	※決定価格(円)		※課税標準額(円)		備考
				年号	年月					百万	千	百万	千	
② 附則第15条45項	③ 2	④ 油圧ショベル	1	⑤ 5	10	15,000,000	5	~						

【関係法令】
特例の根拠となる法令を記入してください。

【取得年月】
4 = 平成
5 = 令和
(例)平成30年10月取得なら「43010」となります。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1 = 構築物(建物附属設備を含む)
2 = 機械及び装置
3 = 船舶
4 = 航空機
5 = 車両及び運搬具
6 = 工具、器具及び備品

【耐用年数】
法定耐用年数を記入してください。
(残存耐用年数ではありません。)

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。
当該資産の交付を受け、国税の申告において圧縮記帳されている場合は、圧縮前の金額を記入してください。

※印の部分は記入しないでください。

IV 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

- ア 前年中に取得のもの
取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額
- イ 前年前に取得のもの
前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】

（これは固定資産税に係る残存率表です。）

区分	減価残存率		区分	減価残存率		区分	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
耐用年数	(1-r/2)	(1-r)	耐用年数	(1-r/2)	(1-r)	耐用年数	(1-r/2)	(1-r)
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.877	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ r とは、当該減価償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

【例】 取得価額250,000円、取得時期令和4年5月、耐用年数4年のパソコンを購入した場合
(耐用年数4年、前年中取得のものの減価償却率 …… 0.781)
(耐用年数4年、前年前取得のものの減価残存率 …… 0.562)

令和5年度 = 250,000円 × 0.781 = 195,250円
令和6年度 = 195,250円 × 0.562 = 109,730円
令和7年度 = 109,730円 × 0.562 = 61,668円
令和8年度 = 61,668円 × 0.562 = 34,657円
令和9年度 = 34,657円 × 0.562 = 19,477円
令和10年度 = 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円

※令和10年度で算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。
この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

税額 (100円未満切り捨て)	=	課税標準額 ※ (1,000円未満切り捨て)	×	税率(1.45%)
--------------------	---	---------------------------	---	-----------

※課税標準額とは、南砺市内に所在する資産の価格の合計です。

免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

【例】

A市とB市に資産を所有するC社の場合

A市所在の資産の合計の課税標準額が1,480,000円 → 課税されません。

B市所在の資産の合計の課税標準額が2,510,000円 → 課税されます。

4 納期

年税額は4回の納期(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めていただくことになります。

なお、令和2年度より市税は、「支払秘書」「PayPay」「LINE Pay請求書支払い」のスマートフォンアプリを利用して納付できるようになりました(1回の納付額が30万円以下のものに限りです)。

市税の納付は、口座振替で！

口座振替による納税は、一度お申込みいただくと、指定した金融機関の口座から、納期限の日に自動的に引き落とされる便利な制度です。ぜひ口座振替サービスをご活用ください。

<お申し込み方法>

市内金融機関でのお申込みをお願いしております。

(スムーズなお手続きのため、金融機関お届け印・納税通知書のご用意をお願いいたします。)

口座振替の申込用紙は、市内各金融機関の窓口で備付けられているものをご利用いただくほか、市内各市民センター、税務課窓口でもお渡しすることができます。

申告書の提出は便利な電子申告をご活用ください！

- インターネットを利用して、自宅やオフィス等から申告の手続きを行うことができます。
- 利用届出(新規)を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税(償却資産)申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

エルタックス **eLTAX** のご利用開始・利用方法はeLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

●ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

●電 話：0570-081459(ハイシンコク)
IP電話やPHSからは：03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！



提出先／南砺市役所税務課
〒939-1692

富山県南砺市荒木1550番地

電話番号 0763-23-2033

FAX番号 0763-52-3232

Eメール zeimuka@city.nanto.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.nanto.lg.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=20489>

南砺市 償却資産

検索

939-1692

富山県南砺市荒木1550番地

南砺市役所税務課

償却資産担当

行

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか？(わかる場合は、記入をお願いします。)
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由の欄 (1~4) の記入はありますか？
- マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記入はありますか？

課税標準の特例対象資産をお持ちの場合は、同時に特例適用申請書の提出をお願いします。

令和5年12月発行
発行/南砺市税務課